

宮崎市清武総合運動公園 有料施設使用料金一覧
(令和6年4月1日～令和8年3月31日まで)

有料公園施設名	区分			金額		
SOKKEN スタジアム (第1野球場)	グラウンド	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下	1時間につき	490円	
			高校生	1時間につき	740円	
			一般	1時間につき	1,470円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1時間につき	7,350円	
	スコアボード				1試合につき	730円
	本部室(放送設備を含む)	施設使用料(冷暖房含む)			1時間につき	630円
	ロッカールーム	施設使用料				
	医務室	施設使用料(冷暖房含む)			1時間につき	190円
	審判控室	施設使用料(冷暖房含む)			1時間につき	190円
	多目的室	施設使用料(冷暖房含む)			1時間につき	190円
	会議室1	施設使用料(冷暖房含む)			1時間につき	190円
	会議室2	施設使用料(冷暖房含む)			1時間につき	190円
	監督コーチ室	施設使用料(冷暖房含む)			1時間につき	190円
	来賓室	施設使用料(冷暖房含む)			1時間につき	190円
	貴賓室	施設使用料(冷暖房含む)			1時間につき	190円
	控室兼通路	冷暖房使用料				
	打撃練習場	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下	1時間につき	120円	
高校生			1時間につき	180円		
一般			1時間につき	360円		
アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1時間につき	1,800円			

- 備考 1 「中学生以下」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。
- 2 グラウンドをアマチュアスポーツに使用する場合において使用者が入場料を徴収するときは、グラウンドの使用料の額は、この表に掲げる額の2倍の額とする。
- 3 グラウンドをアマチュアスポーツ以外に使用する場合において使用者が入場料を徴収するときは、グラウンドの使用料の額は、当該入場料の額の最高額に300を乗じた額(その額が58,800円未満の場合は、58,800円(ただし5月1日から9月30日までの期間において、その額が73,500円未満の場合にあっては、73,500円)とする。

令和6年4月1日から使用時間が変更となります

- ・午前8時30分から午後5時まで→午前9時から午後5時までに変更となります。
- ・5月1日から10月31日までの期間は午前6時から日没まで→5月1日から9月30日までの期間は、午前9時から午後7時までに変更となります。

有料公園施設名	区分			金額		
第2 野球場	グラウンド	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下	1時間につき	350円	
			高校生	1時間につき	530円	
			一般	1時間につき	1,050円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1時間につき	5,250円	
	スコアボード				1試合につき	730円
	放送室	施設使用料(冷暖房含む)			1時間につき	630円
審判控室	施設使用料(冷暖房含む)			1時間につき	190円	
多目的室	施設使用料(冷暖房含む)			1時間につき	190円	

- 備考 1 「中学生以下」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。
- 2 グラウンドを使用する場合において使用者が入場料を徴収するときは、グラウンド使用料の額は、この表に掲げる額の2倍の額とする。

令和6年4月1日から使用時間が変更となります

- ・午前8時30分から午後5時まで→午前9時から午後5時までに変更となります。
- ・5月1日から10月31日までの期間は午前6時から日没まで→5月1日から9月30日までの期間は、午前9時から午後7時までに変更となります。

注) SOKKENスタジアム・第2野球場は、令和5年4月1日～令和8年3月31日までは激変緩和措置適用のため上記の料金となり、令和8年4月1日～新料金が適用されます。詳しい金額等は窓口にお問い合わせください。

☆全施設共通☆ ※使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。

有料公園施設名	区分			金額		
屋内投球練習場	投球練習場	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下	全面	1時間につき	120円
				半面	1時間につき	60円
			高校生	全面	1時間につき	180円
				半面	1時間につき	90円
			一般	全面	1時間につき	360円
半面	1時間につき	180円				
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合			1時間につき	1,800円	

備考 1 「中学生以下」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。

令和6年4月1日から使用時間が変更となります

- ・午前8時30分から午後10時まで→午前9時から午後10時までに変更となります。
- ・5月1日から10月31日までの期間は、午前6時から午後10時まで→午前9時から午後10時までに変更となります。

有料公園施設名	区分			金額	
日向夏ドーム	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下	1時間につき	250円	
		高校生	1時間につき	370円	
		一般	1時間につき	740円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合			1時間につき	3,700円
	照明設備(アマチュアスポーツに使用する場合)	全点灯	1時間につき	740円	
		一部点灯	1時間につき	190円	
	照明設備(アマチュアスポーツ以外に使用する場合)	全点灯	1時間につき	3,700円	
		一部点灯	1時間につき	930円	

備考 1 「中学生以下」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。

2 日向夏ドームを使用する場合において使用者が入場料を徴収するときは、日向夏ドームの使用料の額はこの表に掲げる額の2倍の額とする。

令和6年4月1日から使用時間が変更となります

- ・午前8時30分から午後10時まで→午前9時から午後10時までに変更となります。

有料公園施設名	区分			金額	
トレーニング室	アマチュアスポーツに使用する場合	1人につき		310円	
		1団体1時間につき		1,560円	
		1団体1時間につき		7,800円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合				

令和6年4月1日から使用時間が変更となります

- ・午前8時30分から午後10時まで→午前9時から午後10時までに変更となります。

有料公園施設名	区分			金額	
第1テニスコート	アマチュアスポーツに使用する場合 1面につき	中学生以下	1時間につき	320円	
		高校生	1時間につき	470円	
		一般	1時間につき	940円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1面につき			1時間につき	4,700円
	照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合 1面につき	1時間につき	510円	
アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1面につき		1時間につき	2,550円		

有料公園施設名	区分			金額	
第2テニスコート	アマチュアスポーツに使用する場合 1面につき	中学生以下	1時間につき	240円	
		高校生	1時間につき	350円	
		一般	1時間につき	700円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1面につき			1時間につき	3,500円
	照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合 1面につき	1時間につき	510円	
アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1面につき		1時間につき	2,550円		
運営室(冷暖房含む)		1時間につき	190円		

備考 1 「中学生以下」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。

額とする。

令和6年4月1日から使用時間が変更となります

- ・午前8時30分から午後10時まで→午前9時から午後10時までに変更となります。

☆全施設共通☆ ※使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。

有料公園施設名	区分			金額	
多目的グラウンド	ソフトボール場	中学生以下	全面(4面)	1時間につき	420円
			4分の3(3面)	1時間につき	320円
			4分の2(2面)	1時間につき	210円
			4分の1(1面)	1時間につき	110円
		高校生	全面(4面)	1時間につき	630円
			4分の3(3面)	1時間につき	480円
			4分の2(2面)	1時間につき	320円
			4分の1(1面)	1時間につき	160円
		一般	全面(4面)	1時間につき	1,260円
			4分の3(3面)	1時間につき	950円
			4分の2(2面)	1時間につき	630円
4分の1(1面)			1時間につき	320円	
アマチュアスポーツ以外に使用する場合				1時間につき	6,300円
照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合	全点灯	1時間につき	1,260円	
		2分の1点灯	1時間につき	630円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間につき	6,300円	

有料公園施設名	区分		金額	
多目的広場	多目的広場	中学生以下	1時間につき	230円
		高校生	1時間につき	350円
		一般	1時間につき	690円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合			1時間につき

備考 1 「中学生以下」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。

2 使用者が入場料を徴収するときは、使用料の額は、この表に掲げる額の2倍の額とする。

注) 多目的広場は、令和5年4月1日～令和8年3月31日までは激変緩和措置適用のため上記の料金になり、令和8年4月1日～新料金が適用されます。詳しい金額等は窓口にお問い合わせください。

令和6年4月1日から使用時間に変更となります

・午前8時30分から午後10時まで→午前9時から午後5時までに変更となります。

・5月1日から10月31日までの期間は午前6時から午後10時まで→5月1日から9月30日までの期間は、午前9時から午後7時までに変更となります。

☆全施設共通☆ ※使用時間が1時間未満に満たない場合は、1時間とみなす。

有料公園施設名	区分		金額	
弓道場	一般使用者	中学生以下	1回につき	50円
		高校生		80円
		一般		150円
	年間登録者	中学生以下	1年間につき	1,590円
		高校生		2,380円
		一般		4,750円

備考 1 「年間登録者」とは1年間を通じて使用する旨の登録をした者をいい、「一般使用者」とは年間登録者以外の者をいう。

2 「中学生以下」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。

3 「1年間」とは4月1日から翌年3月31日までの期間をいい、1年間に満たない期間は、1年間とみなす。

令和6年4月1日から使用時間に変更となります

・午前8時30分から午後10時まで→午前9時から午後10時までに変更となります。